

旭川市民文化会館の在り方検討会 運営要綱

（趣旨）

第1条 旭川市民文化会館（以下「文化会館」という。）について、整備の方向性を含めた今後の在り方を検討するため、旭川市民文化会館の在り方検討会（以下「検討会」という。）を開催する。

（職務）

第2条 検討会は、文化会館の課題を整理し、今後の目指すべき方向性、整備に向けた考え方などの在り方等について意見集約を行う。

（参加者）

第3条 検討会の構成員は、次に掲げる者をもって構成し、8名で組織する。

- (1) 建築及び都市計画に関し学識経験を有する者
- (2) 市内文化団体等関係者
- (3) 市内に居住し、又は通勤し、若しくは通学する者であって、市長が行う公募に応じた者
- (4) その他市長が必要と認めた者

（会議の進行）

第4条 会議の進行は、参加者の互選により定めた進行役が行う。

（庶務）

第5条 検討会の庶務は、社会教育部 文化振興課 市民文化会館において行う。

（その他）

第6条 この要綱に定めるもののほか必要な事項は、参加者からの意見を踏まえ、社会教育部 文化振興課 文化ホール担当課長が定める。

附 則

この要綱は、令和4年4月1日から施行する。